

---

# ホームページ広告掲載取扱要綱

---

こくふ観光協会（以下、「当会」といいます。）では、国府町の知名度向上を目的としたホームページ（以下、「HP」といいます。）の運営財源を確保するために、企業・団体を対象にバナー広告およびPR ページ制作者を募集します。

## （目的）

第1条 本要綱は当会が、インターネット上に公開しているHP へのバナー広告およびPR ページに関し定めるものとする。

## （広告の種類および範囲）

第2条 HP に掲載するバナー広告およびPR ページ内容は、HP としての品位等を妨げないものであって、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 宗教性、政治性のあるものや選挙に関係するもの
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当会がHP に掲載するバナー広告として適当でないと認めるもの

2 広告対象者は、国府町の歴史と文化を守り知名度向上の目的を持った企業・団体とする。

## （バナー広告の規格）

第3条 バナー広告の規格は、1 枠あたり一律以下のとおりとする。

- (1) バナー広告画像
  - ・ 大きさ 横 300 ピクセル、縦 108 ピクセル
  - ・ 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG、PNG
  - ・ データ容量 500KB 以下
  - ➡バナー作成を希望する場合は、  
初期制作費用（3,000～5,000 円(税抜)）がかかります。
- (2) バナー広告のリンク先アドレス（<http://> または <https://>）

## 2 禁止する表現

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（「注意」「警告」などの警告を表すもの）
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボタン（入力できるようにみえるもの）

- (5) プルダウンメニュー（選択肢があるように見えるもの）
- (6) 当会のウェブページのコンテンツの一部であるかのように見え、混同するおそれがあるもの
- (7) GIF アニメーションの使用

#### **（バナー広告掲載場所と料金体系）**

第4条 バナー広告掲載体系は2通りとし、1枠あたりの広告掲載料と掲載箇所の体系は下記に定める。

- (1) トップページ下部（フッター）のバナー広告専用エリアへの掲載。  
バナー広告掲載料：10,000円／年間（月換算：833.3円 日換算：27.4円）
- (2) 全ページ下部（フッター）のバナー広告専用エリアへの掲載。  
バナー広告掲載料：20,000円／年間（月換算：1,667円 日換算：54.8円）  
※掲載順については、募集順とし掲載を行うものとし、バナー掲載HPへのリンクとする。

#### **（PRページの規格）**

第5条 PRページの規格は、以下のとおりとする。

- (1) PRページに掲載できるもの
  - ・文章
  - ・ファイル GIF（アニメーション不可）、JPEG、PNG、PDF
  - ・リンク
- (2) PRページに掲載できないもの
  - ・個人情報が特定できるもの（電話番号、自宅住所…）
  - ・掲載の承認を得ていないファイル

#### **（PRページの掲載場所と料金体系）**

第6条 PRページ掲載箇所の体系と料金体系は下記に定める。

- ・「楽しむ・味わう・癒す」内1ページ  
（すでにある場合は、そこにPRページ編集システムを追加する）
- ・PRページ制作費：20,000円／年間（月換算：1,667円 日換算：54.8円）

#### **（バナー広告およびPRページ掲載期間）**

第7条 掲載開始日より1年間とする。

- 2 サーバのメンテナンスや不慮の事故等でHPを一時閉鎖した場合、その閉鎖期間に応じて掲載期間の延長は行わないものとする。
- 3 掲載内容の修正に伴い、広告掲載が一時中断された場合、その中断期間に応じて掲載期

間の延長は行わないものとする。

4 バナー広告掲載、PR ページ掲載期間の延長は、広告掲載期間終了 1 ヶ月前に広告掲載を取下げ旨の届出がない場合、1 年間の自動延長とする。

(注意) 掲載に於いて、掲載日付指定等は出来ない。広告掲載契約は、1 年掲載毎 1 ヶ月単位となり、日割りでの計算は行わない。

#### **(バナー広告および PR ページ掲載の申込み)**

第 8 条 広告掲載を希望する企業・団体（以下「申込者という」）は、当会への申し込みを必須とする。

#### **(バナー広告および PR ページ掲載の決定)**

第 9 条 当会は、前条の規定によりバナー広告および PR ページ掲載の申込みがあったときは、内容を審査し、掲載の可否を決定したのち、申込者に通知するものとする。

#### **(バナー広告および PR ページ掲載料の振込み)**

第 10 条 バナー広告および PR ページ掲載の決定を受けた企業・団体（以下「支援者」という）は、速やかに指定口座へ振り込むものとする。振込み手数料は支援者が負担するものとする。

#### **(バナー広告および PR ページ掲載内容の責任)**

第 11 条 バナー広告および PR ページ掲載原稿に関する責任は、支援者が負うものとする。

#### **(支援者の届出義務)**

第 12 条 支援者は次の各号に該当する場合は、速やかに当会に届け出なくてはならない。

- (1) 広告掲載を取り下げるとき
- (2) バナー広告を差し替えるとき
- (3) リンク先 HP のアドレスを変更するとき
- (4) 前各号に規定するもののほか、申請内容に変更があった場合

#### **(バナー広告および PR ページ掲載の取消し)**

第 13 条 当会は次の各号に該当する場合は、バナー広告および PR ページ掲載を取り消すことができる。

- (1) バナー広告および PR ページ掲載料を納付しなかったとき
- (2) バナー広告および PR ページ掲載内容が第 2 条各号に該当することが判明したとき
- (3) 支援者からバナー広告および PR ページ掲載申込内容変更届により、バナー広告および PR ページ掲載を取下げ旨の届出があった場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、当会がバナー広告およびPRページ掲載を取り消す必要があると認めたとき

2 前項の規定により掲載を取り消した場合は、当会は、支援者に通知するものとする。

3 第1項2号から第4号の各号に掲げる規定により、バナー広告およびPRページ掲載の取消しを行ったときは、及び支援者の事由により掲載の取消しを行ったときは、第9条の規定によるバナー広告およびPRページ掲載料は返金しないものとする。

#### **(損害賠償)**

第14条 前条第1項第2号に該当する事由により当会が損害を被った場合は、当会は支援者に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。

#### **(広告掲載料の返金)**

第15条 支援者の責に帰さない事由により、バナー広告およびPRページ掲載ができなくなったときは、振込み済みの広告掲載料を返金する。

2 前項の規定により返金するバナー広告およびPRページ掲載掲載料は、掲載を取り消した日を含む月を除き、残された月数分を返却する。

#### **(損害賠償)**

第16条 前条第1項第2号に該当する事由により当会が損害を被った場合は、当会は支援者に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。

#### **(委任)**

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は当会が別に定める。

以上